

# 丸亀市補助金等見直し基準

平成18年3月

# 目 次

1 見直し基準の策定の趣旨 .....	1
2 基本的な考え方 .....	1
3 補助金等交付基準 .....	1 ~ 2
4 補助金等見直し基準 .....	2 ~ 3
5 負担金等の見直し基準 .....	3

## 補助金等の整理・合理化について

### 1 見直し基準策定の趣旨

補助金等は、その効果的な活用により、地域活性化や産業振興などの公共課題の解決に有効な手段となることから、本市の行政施策を展開する中で、長い間重要な役割を果たしてきた。しかし、補助の長期化による既得権化の傾向があること、交付の判断基準がまちまちで、判断根拠が不透明なもの、具体的な効果が見えにくいものなどがあることなど様々な課題がある。また、現在の厳しい財政状況では、削減・廃止・統合などの総合的な整理を図る必要があるが、単に補助金の削減そのものを目的とするのではなく、限られた財源を有効に活用し、補助金の効果的・効率的かつ適正な執行がされるよう、補助金等交付及び見直しのための基準を策定する。

### 2 基本的な考え方

- (1) 少額の補助金、恒常的に交付している補助金、補助目的を達成している補助金、統合可能な補助金等について、削減・廃止・統合等の見直しを進める。
- (2) 事業内容を検証し、行政がその責任において保護奨励すべきものと、各種団体等が主体的自立的に行うものとの区分を明確にして、補助目的に合致しているかどうかを検証する。
- (3) 補助額の上限や終期の設定及び補助率を見直し、補助金の適正化を図る。
- (4) 交付については、補助が長期間にわたる場合の既得権化などの弊害を防ぎ適切な見直しを行うため、原則として終期を設定するものとする。最長 3 年とする。また、国や県の制度による補助は、その制度の終了をもって市の補助を終了する。
- (5) 外部による審査を行うことにより、公平公正な審査及び検討を行う必要がある。

### 3 補助金等交付基準

補助金等の適正な執行を図るため、『補助金等交付基準』を策定する。補助金の交付にあたっては、「事業の効果性」「団体等の適格性」「補助対象外経費の明確化」「補助額の適正化」「交付期間」について慎重な審査・検討を行うこととする。

#### (1) 事業の効果性

ア 事業活動の目的、視点、内容などが、社会経済状況に合致すること。

イ 補助金の支出が、客観的に見て公益上必要であること。

ウ 行政と市民の役割分担の中で、真に補助すべき事業・活動であること。

エ 補助金額の費用対効果が認められること。

(2) 団体等の適格性

ア 法令等に抵触していないこと。

イ 団体等の会計処理及び使途が適切であること。

ウ 団体等構成員から会費を徴収するなど自主財源の確保に努めていること。

エ 団体等の当該事業決算における繰越金の額が補助金の額を越えていないこと。

オ 団体等の事業活動の内容が、団体の目的と合致していること。

カ 市担当者が団体等の事務局を兼務しないこと。

(3) 補助対象外経費の明確化

補助対象経費を団体等の「活動事業費」に限定し、以下の経費は原則として対象外とする。

ア 会議費や事務費、施設管理費等の本来団体等の自己財源で賄う経費。

イ 宿泊を伴う視察や慰労的な研修の経費。

ウ 交際費、慶弔費、飲食費、親睦会費等補助事業と直接関係しない団体運営に係る経費。

エ 他の団体等へ行う迂回助成部分。

オ その他社会一般通念上、公金でまかなうことがふさわしくないもの。

(4) 補助額の適正化

ア 国庫補助や県費補助を伴う事業に係る市の補助は、合理的理由がない限り上乗せ補助は行わない。

イ 団体等の決算において繰越金の額が補助金を超えている場合は、補助額を調整する。

ウ 個人を対象とする補助金については、市税の納付状況や所得要件等による交付の制限を必要に応じて設定する。

エ 利子補給に係る補助金については、金利情勢に応じた補助率とする。

(5) 交付期間

最長3年の終期を設定し、更新が必要な場合には必ず見直しを行うものとする。

4 補助金等見直し基準

補助事業を見直しするに当たって「継続するもの」「原則として廃止するもの」「休止又は減額するもの」「統廃合を検討するもの」「その他」について『補助金等見直し基準』を策定する。

(1) 継続するもの

- ア 法令等により補助することが義務付けられている事業。
- イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業。
- ウ 他市町との協議等により、市の負担が決定している事業。
- エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を補完して実施している事業。
- オ 補助金交付基準におおむね適合しており、補助の必要性が認められる事業。

(2) 原則として廃止するもの

- ア 会議費や事務費、施設管理費等の本来団体等の自己財源で賄う経費に充当するもの。
- イ 補助目的が達成された事業。
- ウ 社会情勢等の変化により補助の目的が適切でなく、事業効果の薄れている事業。
- エ 補助金交付基準に適合していないと思われる事業又は団体等に対する補助。
- オ 事業費の全額を補助金で賄う事業については、補助の対象としない。

(3) 休止又は減額するもの

- ア 繰越金が補助金を超えている事業。
- イ 食料費及び旅費の占める割合が30%を超える事業。
- ウ 2分の1を超える高率補助は、補助率の引き下げを行うこと。

(4) 統廃合を検討するもの

- ア 同一団体1事業を原則として、複数の補助金を受けている場合は統合を図ること。
- イ 類似団体の補助金は統合を検討すること。
- ウ 上部団体への一括補助は、事業内容が見えにくいので分離も検討すること。

(5) その他

- ア 補助金になじまない事業については支出科目を見直すこと。
- イ 補助期間について、3年以内の終期を設定すること。

5 負担金等の見直し基準

負担金等についても、補助金等の見直し基準に準じて適正な執行を図ることとする。